

## 第8章 地域福祉活動計画

### 第1節 地域福祉活動計画の趣旨及び地域福祉計画との関係

「市町村地域福祉計画」は第1章第2節で述べているように、社会福祉法第107条に法的な根拠を持って、市民協働で地域福祉の発展をめざす計画であり、その「枠組み」、「進むべき方向性」を示して、行政が責任を持って進行管理をして充実した地域福祉の実現を図る計画です。

これに対して「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」において計画化される「地域福祉」の方向性や施策を、市民サイドからの行政との協働で実現をめざす「活動計画」（アクションプラン）です。そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は一体的に策定されることが望ましいとされ、館山市においては本「地域福祉計画」の第8章として「地域福祉活動計画」を取り込み、一体のものとして位置付けます。

市民サイドからの「地域福祉活動」ということでは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法第109条に明記されている市町村社会福祉協議会がその中心となりますが、本「地域福祉活動計画」はけっして館山市社会福祉協議会単独の計画ではありません。この計画は、これまで館山市社会福祉協議会とつながりが深かった市民や当事者団体、区長会や民生・児童委員の皆さんとともに、同時にまた、これまで関係の少なかった団体や機関、サークル・個人などの、地域福祉・地域活動に関わる幅広い関係者が集って連携し、館山市のすべての市民と諸団体が一丸となって「事業の企画及び実施」、「社会福祉活動への住民参加」（社会福祉法第109条第1項）を実現する事をめざしています。

## 第2節 地域福祉活動の現状と課題

本市における地域福祉の現状と課題については、「第4章 具体的な施策・事業」の第2節において基本目標ごとに詳細に取り上げています。地域福祉の市民活動に関わる主な事項を再掲すると次のようになります。

### (1) 現状

- ・ 各地区の市民同士の強い繋がり存在は各種調査に現れていますが、その繋がりを活かして地域の互助が盛んになっているという程度には至っていません。
- ・ 少子高齢化の影響もあり、町内会活動の負担が大きく、後任の引き受け手探しも大変という声が各種調査からあがってきています。
- ・ 市社会福祉協議会の15支部（地区社協）の小域福祉圏活動が、台風被害やコロナ禍により低迷気味になっており、市社協本体からの更なる発案・協力が必要です。
- ・ 潜在的な生活困窮者の早期発見につながるネットワーク強化が求められます。
- ・ 相談支援には生活全般にわたる諸制度に精通した専門職が求められます。
- ・ 買い物等の移動支援は循環バスやデマンドタクシー、買物シャトルサービスなど各種取り組まれていますが、利用者の増加、区間、路線、運賃など、一層の検討が必要となっています。
- ・ 包括的な相談支援を目指していますが、未だに分野・世代・属性によって判断されることも多くそれぞれの役割理解とチームアプローチに課題があり、包括的な支援の展開に苦慮する場面もあります。
- ・ 市内における「ひきこもり」実態の把握が十分にはなされていません。
- ・ 地域の社会福祉法人と連携した仕組みづくりが難航しています。
- ・ 市には、NPOやボランティア団体を担当する部署がなく、その関わり方や支援方法などのノウハウが蓄積されていません。

### (2) 課題

- ・ 市民のボランティア活動の活性化をはじめ、市民福祉意識の一層の醸成が必要です。
- ・ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）が求められています。
- ・ 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成が欠かせません。
- ・ 生活困窮世帯の早期発見、特に潜在化している現状把握のためのネットワーク強化が必要です。
- ・ 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化は、市内の山間地域では喫緊の課題となっています。

- ・ 日常生活自立支援事業を市社協が受託し、60名の契約者（令和5年4月）がいますが、職員体制や事業内容等の課題により、新規契約が鈍化する傾向にあります。
- ・ 本計画の諸施策から、10地区それぞれの特性を踏まえた施策を取り上げ、市民参加により取り組み、各地区のサービス基盤を整備する必要があります。
- ・ 身近な困り事について相談できる場所の整備が求められています。
- ・ フォーマル、インフォーマルな社会資源が不足しており、その充実が必要です。
- ・ 民生委員・児童委員について、地域で果たしている役割、現状、課題などについて市民に理解を求める周知、広報の強化が必要です。

### 第3節 地域福祉活動計画の基本理念と基本目標

「地域福祉活動計画」の基本理念は、「地域福祉計画」と同様で、第3章第2節に掲げられている次の理念です。

**『一人ひとりが繋がり はじまる  
みんなで支え合う あったかまちづくり』**

これは第4章にもあるように、「地域共生社会の実現」に向け、“一人ひとり”が地域の課題を我が事としてとらえ、その解決に向けて個が“繋がる”ことで、誰もが支える側であり、支えられる側でもある“支え合い”が生まれ、地域の住民全員が役割をもち“みんなで”思いやりあふれる“まちづくり”を実現することを表現したものです。

基本目標も、やはり「地域福祉計画」を踏まえて基本目標1～基本目標3を同様とするとともに、「地域福祉活動計画」の前述の特徴に関わって、独自に基本目標4を掲げ、次のとおりとします。

- |       |   |
|-------|---|
| 基本目標1 | 市民の繋がり <strong>の強さを活かす市民協働の豊かな人づくり</strong> |
| 基本目標2 | 暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、安全・安心な毎日を創り出す地域づくり       |
| 基本目標3 | いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり             |
| 基本目標4 | 市民の地域福祉活動の中核となる市社会福祉協議会の活動基盤づくり             |

## 第4節 市民協働でめざす具体的施策の展開

基本目標 1：市民の繋がりの強さを活かす市民協働の豊かな人づくり

(1) 私たちは、様々な生活課題を持つ市民に互いに寄り添い、命、人権、思いやりを育む、豊かな市民福祉の心と意識の向上に努めます。

事業	① 全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実をめざす市の取り組みに連携し、協力します。
将来像	小・中学生、そして市民全体の中に命・人権を大切に思う考え方が広がり、館山市が人に優しいまちへと育っています。 特に、貧困、障がい、認知症高齢者など、暮らしにくさを抱える市民が心理的なハードルを感じることなく命と人権が平等に尊重される館山市になっています。
協働する行政の関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・生涯学習課
<p>■市が提供する社会福祉の基礎を学ぶ集い等に積極的に参加します。</p> <p>■全市民対象の定期的な地域福祉フォーラムに積極的に参加・協力します。</p>	

事業	② 市自殺対策計画による自殺対策に連携・協働し、誰もが孤立・孤独・絶望から自死に至ることのないよう、各地域で全ての地域住民の命を支えます。
将来像	市民誰もが自ら命を断つ事なく、互いの優しさと思い遣りの中で自分の幸せを求めて暮らせています。
協働する行政の関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課
<p>■市が実施する自殺対策計画の市民への周知に積極的に協力します。</p> <p>■誰もが孤立・孤独に安易に陥らないよう、近隣住民同士が穏やかにつながることでできる地域を目指します。</p> <p>■自死に至る可能性がありそうな市民の方の存在に気がついたとき、民生委員や包括的支援体制の相談支援事業に繋ぎ、命を守ります。</p>	

事業	③ 子ども、障がいを持つ市民、認知症高齢者をはじめ、全ての市民の人権を守ります。
将来像	暮らしの中で弱い立場に追い込まれがちな市民が、虐待等の状況に追い込まれる事なく、それぞれがその人らしく生活できています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
<p>■虐待をせざるを得ない状況に追い込まれることのないよう、地域・近隣で温かく包摂し、孤立させることのない地域の人間関係を目指します。</p> <p>■困っている方を見聞きした時には、関係行政機関等に連絡し、支援を求めます。</p> <p>■こども・障がい者・高齢者への虐待などを見聞きした時には、施設・学校・児童相談所・警察等に連絡し、人権を守ります。</p>	

事業	④ 一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、近隣住民として支えます。
将来像	市内・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある市民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など保証人がいないために困っている一人暮らし等の市民を発見したときは、民生委員や市役所・市社協など関係機関に連絡し、支援を求めます。</p> <p>■住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活で困っている一人暮らし等の市民を発見したときにも、すぐに民生委員や市役所・市社協に連絡し支援を求めます。</p>	

(2) 地縁型・目的型市民組織への活動支援と市民交流の活性化

事業	① 地縁型市民組織と目的型市民組織が互いの活動を理解し、市民交流が活性化できる仕組みづくりができるよう、連携・協力します。
将来像	住みやすい館山市のまちづくりを共通目標に、地縁型と目的型の市民組織が相互に乗り入れた活動を展開することで、活発な市民交流が展開されています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・市民協働課・中央公民館
<p>■まちづくり・地域づくり、その活性化を同様に目指している町内会等とボランティア団体やサークル等が、連携し、互いの活動が活性化できるように、互いに誘いあって協力していきます。</p>	

事業	② 町内会活動を一部の役員の人だけにのみ任せることなく地区住民みんなで支え、特定の人だけの負担にならないように、地域みんなで協力します。
将来像	地域コミュニティの市民組織として、主体的・自主的に活動を展開する町内会が、地区の市民を生きいきと繋げています。
協働する行政の 関係部署	市民協働課
<p>■町内会活動が特定の人だけの負担にならないよう、現役世代の男性・女性もみんなで支えるものしていきます。</p> <p>■地域コミュニティの重要な組織としての町内会の役割をみんなで再認識するとともに、一部役員の過重な負担にならないように、地区で相談できるようにします。</p>	

事業	③ 町内会活動の目的・目標を明確にし、行政等と対等な市民協働の地域組織として活動の活性化を図ります。
将来像	地域コミュニティの市民組織として、主体的・自主的に活動を展開する町内会が、地区の市民を生きいきと繋げています。
協働する行政の 関係部署	市民協働課
<p>■市役所・市社協とともに、町内会活動の現状・課題についての把握をします。</p> <p>■町内会を行政と対等な市民協働の組織とするため、活動の簡素化を図り、町内会活動が過重な負担なく自主的・主体的に展開できることを目指します。</p>	

基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、  
安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

(1) いろいろな障がい、困難を持つ市民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援

事業	① 就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します。
将来像	新しい住民も含め、皆が地区毎の居場所に気楽に集まり、暖かい交流の中で安心して地域に溶け込んで暮らしています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■就労支援や居住支援で新たに地域に加わった人、移住してきた人が地域に馴染み、地域活動に参加できる居場所づくりを目指し、地域住民が気軽に交流できることを目指します。</p>	

事業	② 地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。
将来像	新旧住民の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所となっています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・中央公民館
<p>■上記①の地域づくりのために、地区毎に各地区公民館や空き家などを活用した「居場所」づくりを、市役所や市社会福祉協議会などと協働して目指します。</p> <p>■「居場所」では市民誰でもが気楽に立ち寄り、話し合える場所にします。</p> <p>■よりよい「居場所」づくりのための体制整備に努めます。</p>	

(2) 災害時における防災・減災体制の一層の整備

事業	① 避難行動要支援者支援体制の強化に協力します。
将来像	万が一の災害時にも取り残される不安なく、安心して避難できる体制が ふだんから作られています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
<p>■災害時における被災者台帳等の整備に協力します。</p> <p>■避難行動要支援者について、真に支援が必要な方の把握を心掛け、支援を必要とする方がいた場合には、民生委員や行政などに伝えるようにします。</p> <p>■避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定を市役所や市社会福祉協議会、福祉関係団体等と連携して進めます。</p> <p>■同時に、避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定の意義を住民間で周知し合い、支援を必要とする人、支援をする人の互いの理解を深めていきます。</p>	

事業	② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制整備に協力します。
将来像	福祉サービスを必要としていて、一般の避難所では避難生活を送りづらい方へは福祉避難所を開設し、対応しています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
<p>■福祉避難所開設・運営に地域住民として積極的に協力・連携します。</p> <p>■通常の避難所においても、福祉的な配慮・支援が必要な市民を、専門職に協力して支えます。</p>	

(3) 買い物・通院などへの移動支援の推進

事業	① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指し、お互いに助け合って買い物を代行したり、通院の送り迎えをしたりする努力をします。
将来像	生活に欠かすことのできない食料品等の買い物、病院への通院の交通機関の確保を改善する努力が続いています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
<p>■地域の社会資源を活用した、移動支援について市役所や市社会福祉協議会と協力し、ともに検討します。</p>	

(4) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や、職場確保の推進

事業	① 農業、漁業、観光分野などで、若者や移住者の働く場の開拓に協力します。
将来像	福祉を含む市内の様々な職域に若者や移住者が定着し「みんなでまちづくり」が進んでいます。
協働する行政の関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなと課・農水産課
<p>■障がい者の就労支援に限らず、農業・漁業・観光など多くの分野で若者や移住者が定住するため働ける場を、関係団体等と連携して開拓に協力し、受け入れ可能性のある情報があれば積極的に市役所や市社会福祉協議会に提供します。</p>	

事業	② 若者や移住者の職場・住まい・子育て環境の確保を目指します。
将来像	若者や移住者の定着が進む中、館山市は「子育てがしやすい街」として認識され、人口が増え、出生率も向上しています。
協働する行政の関係部署	社会福祉課・こども課・建設施設課・都市計画課
<p>■市内に定住する若者や移住者の住まい確保に向けて、空き家の情報を市役所や市社会福祉協議会に提供します。</p> <p>■若者や移住者が定住し続けることができるよう、保育園・幼稚園・こども園の整備、公園の整備などに積極的に協力します。</p>	

(5) 日常生活支援事業の充実

事業	① 市社協が実施する金銭管理等（日常生活自立支援事業）の体制整備に協力し、支援を必要とする方が取り残されることのないように事業の周知や支援員の充実に協力します。
将来像	日常生活に必要な支払いや金銭管理などの支援を、必要な時に受けることができ、より長くすみ慣れた場所で生活を続けられています。
協働する行政の関係部署	社会福祉課・高齢福祉課
<p>■市社協の実施する日常生活自立支援事業の支援員研修に協力・参加し、支援員の体制の充実を目指します。</p>	

(6) 耕作放棄地・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善

事業	① 耕作者本人、農業委員会などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みの検討に協力します。
将来像	耕作が放棄された農地を活かしていくことで、緑の保存や働く場の確保、有害鳥獣の被害の防止などが進み、景観も保存されています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・農水産課・農業委員会
<p>■農地を若者や移住者に賃貸して農業を続けられる仕組みづくりを市役所や市社会福祉協議会と一緒に検討し、耕作放棄地を減らし、いろいろな生活課題を抱えている人が就労訓練としても農地を活用できる方策にも協力します。</p>	

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う

サービス基盤づくり

(1) ヤングケアラーへの支援

事業	① ヤングケアラーの実態把握と負担軽減の取り組みに協力します。
将来像	家庭内で親・兄弟姉妹・祖父母などを介護せざるを得ない小・中・高校生に寄り添い、ケアに追われていた子どもたちの負担が軽減され、通学できるようになっています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
<p>■ヤングケアラーの実態調査の手法への検討や、対象者の把握に連携・協力します。</p> <p>■自宅の近所等でヤングケアラーと思われる人の存在に気がついた時には、市役所や市社会福祉協議会などに連絡し、連携して対応します。</p> <p>■ヤングケアラーを社会的な問題として捉え、地域ぐるみで支えていけるよう、市役所や市社会福祉協議会の市民意識向上に協力します。</p>	

(2) 子育て環境の整備、児童虐待への対応

事業	① 子育ての悩みを気楽に相談できるような近隣環境づくりに協力し、市役所や市社会福祉協議会などの切れ目のない子育て支援に連携・協力します。
将来像	子育て世帯が、子育ての仕方・子育ての悩みなどを近隣の保育園やこども園、そして近所にも気軽に相談でき、保育の専門職や子育て経験者からのアドバイスで、両親が子育てで孤立することなく、親子で楽しく暮らせています。
協働する行政の 関係部署	健康課・こども課
<p>■子育て世代が地域で孤立することのないよう、保育園等の専門職とも連携しながら、子育て経験者が子育て世代を受け止め、見守れる地域環境を作れるように協力します。</p>	

事業	② 子どもへの虐待防止の推進に協力します。
将来像	地域に暮らす全ての子どもが家庭や地域で虐待されることなく、明るく健やかに育っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・こども課・教育総務課
<p>■自宅の近所等で子どもへの虐待と思われる状況に気がついた時には、市役所などに連絡し、連携して対応します。</p> <p>■市役所や専門機関が推進する子どもの心身の発達面の相談支援、療育支援の充実などに協力し、地域ぐるみで子どもへの虐待防止の推進につなげていきます。</p>	

### (3) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援

事業	① 孤立・孤独・引きこもりの実態把握に協力し、本人や家族が気楽に相談できる体制の整備に連携します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人・家庭の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
<p>■引きこもりの実態調査の手法の検討、対象者の把握に連携・協力します。</p> <p>■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等に積極的に参加し、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。</p>	

### (4) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進

事業	① 市自殺対策計画の確実な推進に協力し、命を大切にする取り組みを地域に広げます。
将来像	市民誰もが自身を含む全ての市民の命を大切にし、自己肯定感を抱いて安定した暮らしを送っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
<p>■市自殺対策計画の推進に連携・協力します。</p>	

事業	② ゲートキーパーの養成、相談体制の強化に協力します。
将来像	「命の門番」とも言われるゲートキーパーが地域に増え、命のSOSに対応して地域の人々の命を守っています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課
<p>■市内各地区からゲートキーパーの養成に参加し、身近に話を聞くことができ、専門相談機関へ誰もがつながることができることを目指します。</p>	

事業	③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口として「まちの縁側」（仮称）が設置され、身近な場所で気楽に生活課題を相談でき、いろいろな市民との交流が図られています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<p>■身近な「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制が整備され、孤立や孤独から自死に至ることのない総合相談の場所づくりに、市役所や市社会福祉協議会などと連携・協働して取り組みます。</p>	

(5) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取組みの推進

事業	① 市成年後見制度利用促進計画の着実な推進に協力し、当事者の権利を擁護する取組みを地域に広げます。
将来像	自分の意思決定に支援を必要とする高齢者や障がい者が、この計画の推進によって意思決定の保障を得て、権利を擁護され、安心して暮らし続けられています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■成年後見制度利用促進計画の推進に連携・協力します。	

事業	② 市民後見人の育成体制の整備に協力します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
協働する行政の 関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人の研修に積極的に参加し、支援を必要とする方が必要な時に支援を受けることができることを目指します。	

基本目標 4：市民の地域福祉活動の中核となる

市社会福祉協議会の活動基盤づくり

事業	① 自主財源（会費・寄付金・共同募金配分金など）の拡大により財政基盤を強化し、独自事業の確立を目指します。
将来像	市福祉行政の委託事業などを確実に実施するとともに、市社会福祉協議会独自の財源を拡大して、市民に身近な社会福祉法人として、制度の隙間に落ち込んでいるような課題にも独自に積極的に取り組むことができ、市民に信頼される存在となっています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人会費・団体会費の拡大に取り組みます。</li> <li>■合わせて寄付金・共同募金配分金の増大を目指します。</li> <li>■市社会福祉協議会の財政基盤の強化の為に、自主財源の確保に向けた事業展開を目指します。</li> <li>■拡大強化された財政基盤をベースに、地域生活課題解決に向けた独自の施策・事業が展開できることを目指します。</li> </ul>	

事業	② 地区社会福祉協議会活動基盤強化による、地域福祉活動の強化を目指します。
将来像	市内 15 の地区に活動を展開している地区社会福祉協議会の活動基盤が強固になり、豊かな地域福祉活動が地区ごとに展開されています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の連携・結びつきを強め、各地区の自主的な独自活動がさらに強化されることを目指します。</li> <li>■将来的には各地区に地域福祉コーディネータを配置し、地区社協活動を支援できることを目指します。</li> </ul>	

事業	③ 福祉専門職員の増員による活動の質と量の拡大を目指します。
将来像	市社会福祉協議会が市民の総合的な相談の窓口の一端を担い、地域の生活課題を受け止め、解決していけるよう福祉専門職員が増員され、活動の質と量が拡大して、市民に信頼される存在となっています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会福祉士をはじめ、精神保健福祉士、介護福祉士、ケアマネージャ、保健師、保育士などの専門職を順次増員・配置していき、市民の複雑で複合的な生活課題相談に対しても総合的に支援できることを目指します。</li> <li>■各専門職はもちろんのこと、市社会福祉協議会の組織としてもコミュニティソーシャルワーク機能を持ち、個別支援と地域支援を展開します。</li> </ul>	

事業	④ 重層的支援体制整備事業実施に、市地域福祉行政のパートナーとなる活動基盤の整備を目指します。
将来像	「地域共生社会」の実現のために館山市が進める「重層的支援体制整備事業」の一端を、市社会福祉協議会も連携・協働して担い、地域福祉を推進する組織として力強く事業を展開し、市社会福祉協議会が一層市民に信頼されています。
<p>■「重層的支援体制整備事業」の次の事業のうち、すぐにでも始められる諸施策について、本「地域福祉計画」に基づいて市役所や地区住民と協働して取り組みを始めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 包括的相談事業</li> <li>• 参加支援事業</li> <li>• 地域づくり事業</li> </ul>	